

令和 8 年度桐生市スズメバチの巣駆除業務指定業者の業務概要

- 1 業務名 令和 8 年度桐生市スズメバチの巣駆除業務及び駆除費に関する業務
- 2 事業期間 令和 8 年 4 月 16 日（木）から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
- 3 履行場所 桐生市内全域
- 4 目的 市民の安全な生活環境の維持を図るため
- 5 駆除予定個数 200 個
- 6 業務内容
 - ① 桐生市内の一般住宅、併用住宅及び自治組織が管理している建物又はその敷地内に営巣したスズメバチの活動巣の撤去、処分
 - ② 補助事業者（以下、「依頼者」という。）が負担する駆除費用の徴収
 - ③ 依頼者への補助金交付に係る手続

<費用負担についての考え方>

負担内容	金額	指定業者への支払い方法
依頼者負担額	協定額の 2 分の 1	駆除完了時に依頼者が現金で支払う。
市負担額	協定額の 2 分の 1	1 か月分の業務完了報告に基づき市が翌月 30 日までに支払う

7 作業手順

(1) 依頼

市は依頼者から駆除依頼を受けた場合、「スズメバチの巣駆除受付兼業務依頼書」を指定業者に、ファックス送信、電子メール又は電話連絡にて依頼する。

(2) 日程調整

- ① 指定業者は依頼者と日程調整を行い、駆除日時を決める。
- ② 駆除作業を行う際は、依頼者に立会いを求めること。
- ③ 原則として受信日を含めて **5 日以内**に駆除作業を行うこと。

(3) 駆除

- ① 駆除する蜂の巣は、スズメバチの活動巣のみとする。
- ② 駆除作業を行う前に、依頼者に作業内容を説明し、市民負担金の徴収についての了解も得てから作業すること。市民負担金については、駆除依頼があった際に市から説明し了解を得ているが、依頼者から改めて説明を求められた場合は「市が定めた補助金額で、駆除費用の 2 分の 1」と説明すること。
- ③ 駆除作業は、2 名以上の体制で実施する等、作業員、依頼者及び周辺環境の安全を十分に確保した上で実施すること。
- ④ 駆除作業に使用する薬剤はピレスロイド系薬剤とし、有機リン系薬剤は使用しないこと。なお、薬剤を使用することから、周辺への影響を考慮して作業すること。
- ⑤ 作業前と作業後の写真を必ず撮影すること。前後の写真撮影が困難な場合は、作業中の写真を撮影すること。
- ⑥ 撤去した巣は指定業者が持ち帰り、適切に廃棄処分すること。
- ⑦ 駆除終了 1～2 週間以内に、戻りバチについて相談があった場合は対応すること。

(4) 完了確認・市民負担金徴収

- ① 駆除終了後、依頼者に作業の完了確認をしてもらい、「事業完了報告書」に署名をもらうこと。
- ② 市民負担金を依頼者から現金で徴収し、指定業者名で領収書を発行すること。つり銭を用意すること。
なお、市民負担金は指定業者の責任において徴収し、市はその責任を負わない。
- ③ 駆除終了後は、速やかに、駆除日時及び駆除実施の有無を市に報告すること。

(5) 補助金交付に関する書類の手続事務

- ① 「交付申請兼実績報告書」、「委任状」に依頼者から署名、住所、電話番号を記入してもらう。「委任状」の受任者欄に指定業者が記名する。
- ② 依頼者の署名、日付明記のある「事業完了報告書」に作業前後の写真を貼付又は添付し、報告書を完成させること。
- ③ 負担額支払いに係る領収書(駆除日、支払日、申請者氏名、駆除業者及び負担額が記載されているもの)又はこれに代わる書類の写しを添付する。
- ④ 「委任状」、「交付申請兼実績報告書」、「事業完了報告書」、「領収書の写し」を集約し、受付番号順に整理する。

(6) 関係書類の提出

- ① 「事業完了報告書」、「交付申請兼実績報告書」、「委任状」「領収書の写し」を受付番号順に整理し、「交付請求書」とあわせて市へ提出すること。
- ② 1ヶ月分の補助金関係書類を翌月5日までに市へ提出すること。5日が土・日・祝日の場合は、その翌日提出とする。

(7) 現場確認のみで駆除等が発生しなかった場合の対応について

現場確認のみで駆除等の作業が発生せず、いかなる費用も発生しなかった場合、出張費として駆除費の10%以内(10円未満は切り捨て)の額を依頼者より徴収することができる。ただし、出張費については、協定書締結前に桐生市と協議し、協定書に明記する。
なお、出張費は、指定業者の責任において徴収し、市はその責任を負わない。

8 協定

市と指定業者との間で、「スズメバチの巣駆除業務及び駆除費等に関する協定書」により、協定を締結し、その中で、駆除費について明記する。

※駆除費は巣1個当たりの金額とする。例えば、一業務内で同時に2個営巣を駆除した場合、駆除費は2倍となる。

9 支払

- ① 市は関係書類の提出を受け、審査の結果交付決定されたものについて、1ヶ月分の補助金(市負担金)を支払うものとする。
- ② 支払いは請求後30日以内とする。

10 損害賠償責任

指定業者は、業務の実施により業務実施者、依頼者又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。